

いわき市青少年育成市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、いわき市青少年育成市民会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、広く市民の総意を結集し、国、県及び市の施策と呼応し、また、関係機関・団体と連携を密にして、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための市民運動の推進
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (3) 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動
- (4) 青少年の非行未然防止の推進
- (5) 健全な家庭づくりの推進
- (6) 青少年に有害な環境の浄化推進
- (7) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業の推進

(組織)

第4条 この会議は、次の者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 13地区推進協議会の代表者等
- (2) 関係機関・団体の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 公民館長

2 この会議の目的を達成するため、地区推進協議会を置く。

3 地区推進協議会に関する規約は、別に定める。

(役員)

第5条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4名

(3) 理事 26名

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、いわき市長をもってあて、副会長、理事及び監事は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員義務)

第7条 会長は、この会議を代表し、この会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、第11条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第8条 副会長、理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、理事会においてその後任者を選出し、総会に報告するものとする。

3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(機関)

第9条 この会議に、次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 部会

(総会)

第10条 総会は、この会議の最高議決機関で、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

(1) 予算及び事業計画に関する事。

(2) 決算及び事業報告に関する事。

(3) 規約の改廃に関する事。

(4) その他、この総会が必要と認める事項。

(理事会)

第 11 条 理事会は、この会議の活動計画の企画及び運営にあたる機関であって、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会に理事長を置き、理事の互選により選出する。

3 理事会は、会長、副会長、13 地区推進協議会の代表者及び当該協議会の事務局の置かれる公民館の館長をもって構成する。

4 理事会は、災害その他やむを得ない事情により会長が相当と認めるときは、前条の規定により総会が議決すべき事項について議決することができる。

5 前項の規定による議決があったときは、総会の議決があったものとみなす。

6 第 4 項の規定により議決したときは、理事長は次回の総会で報告しなければならない。

(部会)

第 12 条 この会議の事業を遂行するため、次の部会を置き、第 4 条に定める会員をもって構成する。

(1) 総務部会

(2) 家庭部会

(3) 学校部会

(4) 地域社会部会

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会員の内から互選する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

5 その他、部会活動に関する必要な事項は、それぞれ当該部会ごとに定める。

(会長専決)

第 13 条 会長は、事業の執行上、やむを得ない場合には、事務を専決することができる。

2 会長は、専決した事項については、直後に開催される理事会に報告しなければならない。

(議決)

第 14 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

2 総会及び理事会の議事は、災害その他やむを得ない事情により会長が適当と

認めるときは、書面により議決することができる。この場合においては、書面の提出の締切日までの回答の過半数をもって議決するものとする。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、いわき市教育委員会事務局生涯学習課内に事務局を置く。

(会計年度)

第16条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 この会議の経費は、市の補助金、寄附金、及びその他の収入をもってあてる。

(細則)

第18条 この規約の施行について必要な細則は、理事会が別に定める。

附 則

この規約は、平成9年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月12日から施行する。